

教育

令和8年度入学該当児の教育相談

就学に際しての不安をお持ちの方に対して、教育相談を5月から随時行っています。教育相談は、お住まいの校区小中学校にて行っていますので、希望する方は、事前に各小中学校へ連絡の上ご相談ください。

【各校連絡先】

学校名	連絡先
藤井寺	939・7105
藤井寺南	939・7115
藤井寺西	939・7125
藤井寺北	938・0791
道明寺	939・7135
道明寺東	939・7145
道明寺南	939・7155
藤井寺	939・7100
道明寺	939・7110
第三	938・0040

保険・年金

国民年金に関する届出や相談に必要なもの

国民年金に関する届出や相談に来られる際は次の物をお持ちください。

①基礎年金番号が確認できるもの(基礎年金番号通知書や年金手帳、年金証書など)又はマイナンバーが確認できるもの(通知カードやマイナンバーカードなど)

②本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

手続きの内容によっては、この他に必要なものもありますので、詳しくはお問い合わせください。

問合先 保険年金課国民年金担当
(1階②番窓口) ☎939・1181

環境・安全

大阪府光化学スモッグ発令情報メールをご利用ください

被害を避けるため光化学スモッグ予報・注意報の発令情報のお知らせを受け取りましょう。

光化学スモッグ発令情報のメール配信サービスの登録など詳しくはおおさか防災ネットをご確認ください。

問合先 環境衛生課環境・公害・飼犬登録担当(6階⑦番窓口)
☎939・1074



公園を安全に利用しましょう

誰もが公園を安全に気持ちよく利用するためにご協力ください。



ボール遊びはやめましょう



単車の乗り入れは禁止です



動物にエサを与えないで



火の使用は禁止です



ペットの散歩は禁止です



遊具は大切に使いましょう

問合先 まちとみどり保全課(4階④番窓口)農政公園緑化担当
☎939・1228

「土のう」を配付



対象 道路や水路からの浸水防止用として「土のう」を必要とする方

配付回数 1軒あたり20個程度

申込方法 5月9日(金)から23日(金)までに電話又は窓口で※土日は除く

問合先 危機管理室災害対策担当(4階④番窓口) ☎939・1190

事業系一般廃棄物の処理方法

商店、飲食店、事業所などから事業活動に伴って排出される一般廃棄物(事業系一般廃棄物)は、法律により「自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められています。

事業系一般廃棄物は、一般家庭から出される「家庭ごみ」として収集・処理できませんので、事業者は自ら処理場へ搬入されるか、市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者に委任をしていただき、廃棄物の適正な処理をしてください。

※市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者は市ホームページをご確認ください。

問合先 環境衛生課清掃庶務担当(6階⑥番窓口)
☎939・1077



令和6年度ダイオキシン類濃度の測定結果

柏羽藤環境事業組合のごみ焼却工場(柏羽藤クリーンセンター)などから排出されるダイオキシン類濃度(排ガス・ばいじん・排水)の令和6年度測定結果を柏羽藤環境事業組合ホームページで公表しています。



問合先 柏羽藤環境事業組合 ☎976・3333

夏のエコスタイル実施中

温室効果ガス排出抑制のため、5月1日(木)から10月31日(金)まで、市庁舎や市内の各公共施設の室温を28℃に設定し、職員はノーネクタイなどの軽装で勤務します。

問合先 環境衛生課環境・公害・飼犬登録担当(6階⑦番窓口)
☎939・1074

高齢介護

介護保険料の減額制度

65歳以上で、経済的理由により介護保険料の納付が困難な方で、次の基準①～③のいずれかに該当する場合は、申請により保険料額を所得段階の第1段階の金額に引き下げます。

基準① 本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方(介護保険料の所得段階が第2段階と第3段階の方)で、次の(1)～(3)をすべて満たしている方

(1)世帯全員の前年の収入金額が、1人世帯144万円、2人世帯198万円(以降世帯員が1人増えるごとに54万円を加算)に満たない

(2)市町村民税課税者に扶養されておらず、かつ医療保険の被扶養者となっていない

(3)世帯全員が、居住用以外に処分可能な土地又は家屋を所有しておらず、かつ預貯金の総額が350万円を超えない

基準② 基準①の要件を満たしていないが、生活保護法に規定する要保護者(保護を必要とする状態にある者)で保護申請をしない方

基準③ 現金、預貯金、有価証券、生命保険及び損害保険があるために要保護者とならない方。ただし、これらを現金化した場合の合計額が、(50万円+世帯人数×50万円)以下である

※前年度に保険料の減額を受けられた方についても、今年度の保険料の減額を希望される場合は申請が必要です(自動更新ではありません)。

申請・問合先 高齢介護課サービス担当(1階③番窓口)
☎939・1164

税

軽自動車税(種別割)、固定資産税・都市計画税

第1期納期限 6月2日(月)

納期限までにお納めください。口座振替をご利用の方は預貯金残高を確認してください。

※キャッシュレス決済でも納付できます。

問合先 税務課納税担当(2階②番窓口)
☎939・1066



軽自動車税(種別割)の減免申請受付

身体障害者などで、一定の要件に該当する場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます(1人につき1台)。普通自動車などの自動車税(種別割)で減免を受けている場合は対象外です。

前年度から減免を受けている車両も、別途送付の減免申請書(継続用)を提出してください。

※申請書を提出する際、①マイナンバーが確認できる書類、②運転免許証など本人確認書類の両方が必要です。

※代理人が申請する際は、代理人の本人確認書類、委任状が必要です。

申請期限 6月2日(月)

問合先 税務課税制担当(2階②番窓口) ☎939・1068

商工・労働

～「ためとくくんカード会」ハッピーキャンペーン～



▲「ためとくくんカード会」加盟店募集中!

おめでとうございます

市民表彰 市政協力感謝状
藤井寺市婦人防火クラブ 様

永年に亘る活動の功績により、市政協力感謝状が贈られました。

くらしの情報

税

自動車税(種別割)納期限 6月2日(月)

府の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関、大阪府内の郵便局、府税事務所、コンビニエンスストア等で納付できます。

納付書の表面に印字されている「地方税統一QRコード」に対応した金融機関、スマートフォン決済アプリ、「地方税お支払サイト」を利用したクレジットカード

納付、ページ納付なども可能です。詳しくは、大阪府ホームページを確認してください。

問合先 大阪府自動車税コールセンター ☎0570・020156



問合先 ためとくくんカード会(藤井寺市商工会 事務局内) ☎072・954・8107

エンディングノート (2025年度版)の配布

エンディングノートは、自分にもしものことがあったとき、残された家族が困らないように伝えておきたいことや、最後まで自分らしく歩むために必要なことについて考えをまとめておくためのノートです。

配布場所 市役所1階情報交流ひろば「ふらっと」、図書館、アイセルシュラホール、市民総合体育館、藤井寺市社会福祉協議会(ふれあいセンター1階)

※無くなり次第終了

問合先 協働人權課広聴・協働担当
(1階④番窓口) ☎939・1331

マイナンバーカード交付及び 電子証明書の更新手続き臨時 窓口

日時 5月25日(日) 9時～12時
※カードの交付及び電子証明書の更新手続きのみを行います。

場所 市役所1階マイナンバー総合窓口

<カード交付に必要なもの>

- ・交付通知書(ハガキ)
- ・通知カード(紛失した方は交付時にお申し出ください)
- ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ。マイナンバーカードと交換)
- ・本人確認書類

※原則、交付申請者ご本人が来庁してください。

◇予約いただくとスムーズにご案内できます。

<電子証明書の更新手続き>

- ・マイナンバーカード
- ・署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書 照会書兼回答書

◇予約はできません。

問合先 市民課マイナンバー担当
☎939・1357

市への寄贈

- 市内中学校のスポーツ振興のため
 - ・バスケットボール 6号球×12球
 - ・バスケットボール 7号球×8球 (有限会社 麒麟)

- 子どもの衛生管理・傷のケアのため
 - ・滅菌パッド 4万7,840枚
 - ・防水滅菌パッド 2万3,000枚
 - ・サージカルテープ不織布 12,240巻

(株式会社 大和漢)

新しい区長を紹介

- ・小山藤の里町地区 岡 仁司
- ・小山新町地区 宮崎 麻奈美
- ・沢田地区 小西 恒夫 (順不同、敬称略)

問合先 協働人權課広聴・協働担当
(1階④番窓口) ☎939・1331

都市計画に関する案の縦覧

都市計画案の縦覧を行います。関係する住民及び利害関係人は、縦覧期間中(必着)に意見書を提出することができます。

【府決定案件】

- ①南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
 - ②南部大阪都市計画区域区分の変更
- ### 【市決定案件(津堂・小山地区)】
- ③用途地域の変更
 - ④地区計画の決定
 - ⑤防火地域及び準防火地域の変更
 - ⑥道路の変更
 - ⑦区画整理事業の決定

【縦覧期間】5月13日(火)～5月27日(火)

【意見書提出及び問合先】

- ①②大阪府咲洲庁舎33階大阪都市計画局計画推進室計画調整課 ☎06・6210・9078(直通)
- ③～⑦都市デザイン課都市計画担当(4階④番) ☎939・1214(直通)

※直接または郵送(案件名、住所、氏名、電話番号、意見を記入)

国民健康保険・後期高齢者医療制度の入院時の食事代等が変わります

入院時の食事療養にかかる費用のうち、食事代として自己負担いただく標準負担額について、4月から下図のように変更されました。

入院時食事代の標準負担額(1食あたり)

区分	改定前	改定後
下記以外の人	490円	510円※1
住民税非課税世帯低所得者Ⅱ(70歳以上の方)※2	230円	240円
過去12か月で91日以上入院	180円	190円
低所得者Ⅰ(70歳以上の方)※2		110円

療養病床に入院したときの食費(1食あたり)

区分	改定前	改定後
下記以外の人	490円	510円※3
住民税非課税世帯低所得者Ⅱ(70歳以上の方)※2	230円	240円
低所得者Ⅰ(70歳以上の方)※2※4		140円

- ※1 指定難病、小児慢性特定疾患の受給者証をお持ちの方は【改定前】280円→【改定後】300円
- ※2 65歳以上の後期高齢者医療制度加入者を含む
- ※3 一部医療機関では【改定前】450円→【改定後】470円
- ※4 後期高齢者医療制度加入者の方で老齢福祉年金受給者、境界層該当者は110円

問合先

【国民健康保険にご加入の方】
保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

【後期高齢者医療制度にご加入の方】
保険年金課福祉医療担当(1階②番窓口) ☎939・1186

特定健診はじまります

年に1回は健診を受けてご自身のカラダをチェックしてみてください。

受診期間 令和7年5月1日～令和8年3月31日

対象 市国民健康保険に加入している40歳から75歳未満の方
※対象者にはオレンジ色の封筒で4月末ごろに受診券を送付しています。詳しくは、同封している案内をご覧ください。



問合先 保険年金課
保健事業担当(1階②番窓口)
☎939・1353



産前産後期間の国民年金保険料免除制度

対象 「国民年金第1号被保険者」で、
出産日が平成31年2月1日以降の方
免除の期間 出産予定日又は出産日の属する月の前月から4か月間
※多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日の属する月の3か月前から6か月間

※「出産」とは、妊娠85日(4か月)以上の分娩(死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含む)をいいます。
産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。出産予定日の6か月前から届出可能です。

手続きに必要なもの 基礎年金番号又はマイナンバーが確認できるもの、本人確認ができるもの、母子健康手帳など

問合先 保険年金課国民年金担当(1階②番窓口) ☎939・1181

令和7年度の国民健康保険料軽減判定所得基準の見直し

世帯の前年中の所得が、決められた所得基準を下回っている場合は、保険料の均等割額と平等割額が所得に応じて7割・5割・2割軽減されます。このうち、5割・2割軽減の基準額が変更されます。

5割軽減基準額

(改正前)43万円+29万5,000円×被保険者数+(給与・年金所得者数-1)×10万円 以下

(改正後)43万円+30万5,000円×被保険者数+(給与・年金所得者数-1)×10万円 以下

2割軽減基準額

(改正前)43万円+54万5,000円×被保険者数+(給与・年金所得者数-1)×10万円 以下

(改正後)43万円+56万円×被保険者数+(給与・年金所得者数-1)×10万円 以下

※令和7年度の国民健康保険料は6月に決定し、納付通知書は6月中旬に世帯主宛てに郵送します。

※令和7年3月18日以降に所得の申告をされた方や令和7年1月2日以降に転入された方は、6月中旬に郵送する納付通知書に所得の情報が反映されない場合があります。その場合は情報が反映され次第、翌月以降に更新したものを郵送します。

問合先 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

戸籍に氏名のフリガナが記載される制度が始まります

新たに氏名のフリガナが戸籍に記載され、公証されることとなりました。

◆フリガナ記載までの流れ

①本籍地自治体から戸籍に記載予定のフリガナの通知

(藤井寺市は令和7年8月末発送予定)

戸籍の筆頭者宛てに通知書が郵送されます。

②氏名のフリガナの届出(正しい場合は届出不要)

届出は令和7年5月26日以降、窓口や郵送、オンライン(マイナポータル)から可能です。

※誤っている場合は届出が必要です。

※通知されたフリガナが正しい場合は届出なく

ても、そのまま戸籍に記載されます。

③市区町村長による氏名のフリガナ記載

令和8年5月25日までに②の届出がなかった場合、①の通知に記載のフリガナが戸籍に記載されます。

※詳細については法務省ホームページや市ホームページをご確認ください。



◀法務省ホームページ



◀市ホームページ

※専用コールセンターを開設予定です。開設次第、市ホームページでお知らせします。

問合先 市民課 窓口・戸籍担当(1階①番窓口) ☎939・1049



「宅地防災月間」

5月1日～5月31日

大阪府では梅雨の時期に、宅地造成及び土砂採取によって生じるがけ崩れや土砂の流出に伴う宅地災害などの発生を未然に防止することを目的とした事業を実施します。



問合先 大阪府都市整

備部住宅建築局建築指導室審査指導課 ☎06・6210・9722(直通)

生産緑地地区の追加指定

希望する方は申請前に必ずご相談ください。

事前相談・申請日時 5月7日(水)～7月31日(木)9時～17時30分

※土・日・祝日を除く。

面積要件 300㎡以上

問合先 都市デザイン課都市計画担当(4階④番窓口) ☎939・1214

5月はギャンブル等依存症問題啓発月間

依存症の相談窓口

・大阪依存症ほっとライン(SNS相談)

毎週水・土・日曜日 17時30分～22時30分(最終受付22時)

・大阪府こころの健康総合センター ☎06・6691・2818

・藤井寺保健所 ☎955・4181

問合先 大阪府地域保健課

☎06・6944・7524

▶おおさか依存症ポータルサイト



世界禁煙デー 5月31日(土)

禁煙週間

5月31日(土)～6月6日(金)

あなたも禁煙について考えてみませんか。



禁煙

広告